

警告書の発出を行った無登録で金融商品取引業等を行う者について
(ダブルボトム株式会社)

1. 無登録で金融商品取引業等を行う者について、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 II-1-1 (7) に基づき、本日、警告を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

業者名等	ダブルボトム株式会社 代表取締役 野尻尚義
所在地又は住所	沖縄県石垣市登野城 861-3-403
内容等	勧誘資料等を送付したうえで、ファンドの募集又は私募を行っていたもの 当該ファンドに出資を受けた金銭の運用 (FX) を行っていたもの
備考	当該業者から FX で運用する商品への出資勧誘を受け、「ファンドプラン契約書」「FX 事業ファンドプランのご案内」と題する資料の配付を受けたとの情報が寄せられている。

※上記は、勧誘資料等に基づいて記載しており、「業者名等」「所在地又は住所」は虚偽の可能性がります。

[「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」\(金融庁ホームページへリンク\)](#)

注意事項

1. 金融商品取引法では、組合などのファンドへの出資を募ったり、ファンド財産の投資運用を行う者に対して、原則として登録を義務付けています。
2. 登録を受けずに、一般投資家に対して、ファンドへの出資の勧誘等を行うことは、法律違反の可能性があり、無登録業者による詐欺的な投資勧誘被害が多発しております。
3. 金融商品取引法上の登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局・当局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解したうえで、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。安易な儲け話には応じないよう、十分にご注意ください。

無登録業者にご注意!

株式や社債、ファンド等の取引に関し、高齢者を中心に無登録業者とのトラブルが多発しています。登録の有無について確認できますので、不審に思ったら、一人で悩まず、すぐに下記問い合わせ先へご相談ください。

本ページに関するお問い合わせ先
沖縄総合事務局 財務部金融監督課
098-866-0095